

消防用設備等保守点検等業務仕様書

1 目的

八尾市立山本コミュニティセンター建物総合管理業務委託仕様書4(5)に定める消防用設備等について、消防法等に基づき法定点検等を行うことを目的として定めるものとする。

2 設備内容

受託者が保守点検を行う対象設備は、下記を参考に業務を行うこと。

別紙5-1 設備点検基準表 消防設備

別紙5-2 防火シャッター点検判定基準

3 業務内容

受託者は、関係法規及び設備点検基準表に基づきスケジュールを立て、下記の内容について遺漏なく保守点検を行い、かつ記録を保持すること。

- (1) 受託者は、「防火対象物使用開始届出書」及び「防火、防災管理者選任届出書」を作成のうえ、建物の使用開始の7日前までに八尾市消防本部まで提出すること。
- (2) 受託者は、施設管理者と協議しながら消防計画を作成のうえ、消防計画作成届出書とともに、建物の使用開始の7日前までに八尾市消防本部まで提出すること。また、八尾市消防本部への定期点検報告書の提出は、受託者にて行うこと。
- (3) 設備の機能を維持管理するための点検試験等は、消防法・消防法施行令・消防法施行規則等関係法令の定めに従うこと。
- (4) 消防用設備の点検は、機器点検は6か月に1回、総合点検は年に1回行うこと。なお、点検時に容易に改善できるものは速やかに実施すること。また、消防設備点検のほか、防火対象物点検も年1回実施すること。防火対象物点検結果報告書の八尾市消防本部への提出も受託者が行うこと。
- (5) 故障事故の早期発見に努め、設備の機器不良を発見したときは、適切な措置を行い応急復旧するとともに、速やかに委託者に連絡すること。
- (6) 委託者が実施する消防訓練等に協力すること。
- (7) 各機器の機能を合理的に発揮させるため、設備機器の定期点検を行う。なお、特殊な知識、技術を要する点検については、適正なメンテナンス会社に委託し、これを実施させる。

5 指示事項

- (1) 受託者は予め業務計画表を作成し、委託者に提出するものとする。
- (2) 受託者は、各作業報告書を委託者に提出するものとする。
- (3) 業務中に生じた事故については、すべて受託者の責任において処理するものとする。
- (4) 消防用設備等の点検試験等の実施は、消防設備士又は消防設備点検資格者が行うこと。
- (5) 点検試験等の実施に当たっては、電鈴等の鳴動により、来庁者等の混乱を引き起こさないよう万全を期すこと。
- (6) 対象設備と他設備との共用又は分岐部分については、この契約の対象範囲とする。